

指定管理者制度適用施設の概要・制度適用方法

1 施設の概要

(総括) 米子市体育施設及び米子市都市公園

ア 名称	(1) から (27) までの各施設個別表のとおり 日野川桜つつみ公園は、(24) 米子市営日野川運動公園に含む。
イ 所在地	〃
ウ 構造	〃
エ 敷地面積	〃
オ 建築面積	〃
カ 開館日・開場 日・開場時期	〃
キ 主な施設内容	〃
ク 施設の設置目的 (総合計画との 関連性等)	米子市では、体育施設条例に基づき、スポーツの推進及び市民の心身の健全な発達に寄与するため、体育施設を設置している。 また、米子市の総合計画においては、市民が、年齢や体力に合わせて、スポーツ・レクリエーション活動に気軽に取り組むことができる生涯スポーツの推進を図ることとしており、その目的達成のため体育施設の管理運営を行っていく。

<p>ケ 施設の現状</p>	<p>体育施設のうち体育館については、管理上の拠点でもある米子市民体育館のほか、10の地区体育館及び米子市淀江体育館が設置されている。</p> <p>米子市民体育館は、各種競技の練習のほか、体育協会加盟団体等が主催する大規模な大会が行われており、地区体育館では、公民館行事など地区の住民の利用を中心として利用されている。</p> <p>体育施設の拠点としては、東山運動公園と淀江運動公園の2か所があり、東山運動公園には米子市民体育館、米子市東山体育館、米子市営東山陸上競技場、米子市営東山庭球場、米子市民球場、米子市営東山球技場、米子市営弓道場等の大規模施設とその附随施設が配置されている。</p> <p>また、淀江運動公園には、米子市淀江体育館のほか、米子市営淀江球場、米子市営淀江庭球場、米子市淀江スポーツ広場が整備されている。</p> <p>そのほかには、米子市営武道館、米子市営日野川運動公園及び米子市営河崎公園スポーツ広場が設置されている。</p> <p>(詳細は、(1)から(27)までの各施設個別表のとおり)</p>
<p>コ 指定管理業務の方針</p>	<p>クにおいて記載のとおり、体育施設は、スポーツの推進及び市民の心身の健全な発達に寄与するため設置されており、市民が、気軽にスポーツ・レクリエーション活動に取り組むことができる施設と機会を提供することを目的としている。</p> <p>しかし、体育施設はいずれも建設年度からかなりの年数が経過したものが多く、老朽化が目立っている。</p> <p>そのため、市の求める指定管理業務の方針として、施設の管理及び営繕を重視していくものとする。</p> <p>また、体育施設については、指定管理業務として自主事業を導入するとともに、利用料金制を採用することにより、一層のサービス向上と利用者の増加を図る方針であるが、現状では、夕方以降の時間帯での体育施設の稼働率が高く、一律に自主事業を導入すると一般の利用に支障が生ずるおそれがあるため、稼働率が比較的低い平日昼間の時間帯を中心に自主事業を実施し、これまで体育施設を利用していなかった人達を対象に新たな利用者層の掘り起こしが行われることを期待する。</p>
<p>サ 施設の運営状況 (令和元年度)の概要</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・利用人数及び利用料金収入 (1)から(27)までの施設個別表のとおり ・自主事業 ノルディックウォーク、ムーブメントトレーニング、アニマルフロー、動き道場 ・管理運営費(支出額の合計) 192,026千円

(1)米子市民体育館

ア 名称	米子市民体育館																																									
イ 所在地	米子市東山町 106 番地 4																																									
ウ 構造	【体育館】鉄筋コンクリート及び鉄骨造 2 階建て 【自転車置場】鉄骨造スレート葺 【車庫】鉄骨造平屋建て																																									
エ 敷地面積	10,103 m ²																																									
オ 建築面積	4,261.09 m ² (延べ 6,627.808 m ²)																																									
カ 開館日	昭和 44 年 6 月 4 日																																									
キ 主な施設内容	<p>【本館】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>種 類</th> <th>床面積(m²)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>アリーナ(バレーボール:3 面、テニス:2 面、バスケットボール:2 面、卓球台:21 台、バドミントン:10 面、柔道:1 面、体操一式)</td> <td>1,976.300</td> </tr> <tr> <td>夜間照明設備一式</td> <td></td> </tr> <tr> <td>会議室(冷暖房設備有り) 収容数 80 人</td> <td>86.400</td> </tr> <tr> <td>2 階観覧席(1,600 席)</td> <td>1,530.006</td> </tr> <tr> <td>更衣室(男女)(シャワー設備付き)</td> <td>198.720</td> </tr> <tr> <td>器具庫</td> <td>392.160</td> </tr> <tr> <td>放送室(音響設備一式)</td> <td>13.464</td> </tr> <tr> <td>医務室</td> <td></td> </tr> <tr> <td>屋内階段、廊下、倉庫及び階段室</td> <td>622.374</td> </tr> <tr> <td>機械室</td> <td>206.112</td> </tr> <tr> <td>管理棟事務室</td> <td>256.284</td> </tr> <tr> <td>ロビー及び便所(1 階及び中 2 階男・女、1 階のみ身体障がい者用有り)</td> <td>214.512</td> </tr> <tr> <td>ホワイエ</td> <td>362.880</td> </tr> <tr> <td>ポーチ</td> <td>273.243</td> </tr> <tr> <td>バルコニー</td> <td>206.112</td> </tr> <tr> <td>階段及びダクトスペース</td> <td>28.796</td> </tr> <tr> <td>高架水槽</td> <td>19.403</td> </tr> <tr> <td>屋外車椅子スロープ</td> <td>102.300</td> </tr> <tr> <td>裏階段</td> <td>101.250</td> </tr> </tbody> </table> <p>【別棟】 自転車置場 45.00 m²及び車庫 2 棟 92.40 m² 【機械設備】 浄化槽、高架水槽及び受水槽並びに送風機 【電気設備】 受電設備(鳥取県営東山水泳場、米子市東山体育館、米子市営東山陸上競技場、米子市営東山庭球場、米子市営東山補助グラウンド、トイレ及び園路灯に配電) 【駐車場】 100 台(東山公園の共用駐車場)</p>		種 類	床面積(m ²)	アリーナ(バレーボール:3 面、テニス:2 面、バスケットボール:2 面、卓球台:21 台、バドミントン:10 面、柔道:1 面、体操一式)	1,976.300	夜間照明設備一式		会議室(冷暖房設備有り) 収容数 80 人	86.400	2 階観覧席(1,600 席)	1,530.006	更衣室(男女)(シャワー設備付き)	198.720	器具庫	392.160	放送室(音響設備一式)	13.464	医務室		屋内階段、廊下、倉庫及び階段室	622.374	機械室	206.112	管理棟事務室	256.284	ロビー及び便所(1 階及び中 2 階男・女、1 階のみ身体障がい者用有り)	214.512	ホワイエ	362.880	ポーチ	273.243	バルコニー	206.112	階段及びダクトスペース	28.796	高架水槽	19.403	屋外車椅子スロープ	102.300	裏階段	101.250
種 類	床面積(m ²)																																									
アリーナ(バレーボール:3 面、テニス:2 面、バスケットボール:2 面、卓球台:21 台、バドミントン:10 面、柔道:1 面、体操一式)	1,976.300																																									
夜間照明設備一式																																										
会議室(冷暖房設備有り) 収容数 80 人	86.400																																									
2 階観覧席(1,600 席)	1,530.006																																									
更衣室(男女)(シャワー設備付き)	198.720																																									
器具庫	392.160																																									
放送室(音響設備一式)	13.464																																									
医務室																																										
屋内階段、廊下、倉庫及び階段室	622.374																																									
機械室	206.112																																									
管理棟事務室	256.284																																									
ロビー及び便所(1 階及び中 2 階男・女、1 階のみ身体障がい者用有り)	214.512																																									
ホワイエ	362.880																																									
ポーチ	273.243																																									
バルコニー	206.112																																									
階段及びダクトスペース	28.796																																									
高架水槽	19.403																																									
屋外車椅子スロープ	102.300																																									
裏階段	101.250																																									

ク 施設の現状	<p>市営の社会体育施設として最大規模の米子市民体育館は、市中心部東山運動公園内に位置し、本市におけるスポーツ活動の拠点であるとともに、米子市民体育館及び米子市東山体育館の維持管理及び利用者応接のほか、市内全ての社会体育施設に関する使用調整、許可申請の受付及び使用料の収納の事務を行い、管理中枢の機能を担っている。また、地区体育館の管理人の休暇取得等にも対応して職員を派遣する。</p> <p>米子市民体育館は、年間を通じて様々な種目の練習利用のほか、これまで数多くの全国大会が行われ、県民スポレク祭等の県内主要大会及び公民館対抗等の市主催大会を始めとする大規模大会の会場として多くの利用がある。一方で、建設年次が古いため、近年、施設老朽化が進み、随所に改修が必要な箇所を抱えている。</p> <p>また、敷地内の植栽は、米子市民体育館の職員が刈込み等の維持管理を行っている。</p>
ケ 施設の運営状況 (令和元年度)の 概要	<p>(ア) 使用許可件数 1,241 件 (イ) 利用者数 43,720 人 (ウ) 使用料収入額 2,976,382 円 (エ) 自主事業 なし</p> <p>※別添の「令和元年度指定管理対象施設運営状況」参照</p>

(2) 米子市東山体育館

ア 名称	米子市東山体育館
イ 所在地	米子市東山町 92 番地
ウ 構造	鉄骨造一部鉄筋コンクリート造 2 階建て
エ 敷地面積	2,129.560 m ²
オ 建築面積	1,111.48 m ² (延べ 1,228.26 m ²)
カ 開館日	平成 5 年 4 月 1 日
キ 主な施設内容	<p>【本館】アリーナ 905.8 m² (バレーボール:2 面、テニス:1 面、バスケットボール:2 面、卓球台 12 台、バドミントン:6 面)、器具庫、管理人室、便所(男・女、身体障がい者用有り)、更衣室(男・女)、休憩室、車椅子スロープ及び屋外通路安全灯【屋外照明塔】</p> <p>【浄化槽】(鳥取県営東山水泳場と共用)</p> <p>【駐車場】156 台(東山公園の共用駐車場)</p>
ク 施設の現状	<p>米子市東山体育館は、米子市民体育館及び米子市営東山水泳場に隣接しており、公民館利用を主体とした一般利用のほか、東山運動公園で開催される大規模大会では、これらの施設の補助施設として利用されるなど、本市におけるスポーツ活動の拠点となっている。管理人は置かず、使用時は、米子市民体育館の職員が対応している。</p>

ケ 施設の運営状況 (令和元年度)の 概要	(ア) 使用許可件数 1,660 件 (イ) 利用者数 25,115 人 (ウ) 使用料収入額 1,402,875 円 (エ) 自主事業 ムーブメントトエーニング、アニマルフロー ※別添の「令和元年度指定管理対象施設運営状況」参照
-----------------------------	---

(3) 米子市住吉体育館

ア 名称	米子市住吉体育館
イ 所在地	米子市旗ヶ崎七丁目 17 番 36 号
ウ 構造	鉄骨造一部鉄筋コンクリート造平屋建て
エ 敷地面積	2,417.5 m ²
オ 建築面積	1271.35 m ² (延べ 1,304.93 m ²)
カ 開館日	平成 31 年 3 月 30 日
キ 主な施設内容	【本館】アリーナ 905.8 m ² (バレーボール:2 面、テニス:1 面、バスケットボール:2 面、卓球台 12 台、バドミントン:6 面)、器具庫、管理人室、便所(男・女)、多目的トイレ、更衣室(男・女)及び車椅子スロープ、授乳室【自転車置場】【駐車場】33 台(隣接する住吉公民館の駐車場と共同利用可能)【車椅子使用者駐車場】1 台【外構フェンス】
ク 施設の現状	公民館利用を主体とした一般利用に供されている。
ケ 施設の運営状況 (令和元年度)の 概要	(ア) 使用許可件数 2,307 件 (イ) 利用者数 23,412 人 (ウ) 使用料収入額 1,397,830 円 (エ) 自主事業 なし ※別添の「令和元年度指定管理対象施設運営状況」参照

(4) 米子市加茂体育館

ア 名称	米子市加茂体育館
イ 所在地	米子市河崎 3270 番地 2
ウ 構造	鉄骨造一部鉄筋コンクリート造平屋建て一部 2 階建て
エ 敷地面積	3,415.71 m ²
オ 建築面積	1,056.3 m ² (延べ 1,264.7 m ²)
カ 開館日	昭和 55 年 4 月 1 日
キ 主な施設内容	【本館】アリーナ 905.8 m ² (バレーボール:2 面、テニス:1 面、バスケットボール:2 面、卓球台 12 台、バドミントン:6 面)、器具庫、管理人室、便所(男・女、身体障がい者用有り)、更衣室(男・女)、休憩室、階段、2 階観覧スペース及び車椅子スロープ【自転車置場】【附属庭球場】クレー:2 面、防球フェンス、ポール及び器具庫【駐車場】2 か所計 124 台【浄化槽】【外構フェンス】

ク 施設の現状	米子市加茂体育館は、公民館利用を主体とした一般利用に供されている。管理人は、附属庭球場及び隣接する米子市河崎公園スポーツ広場(夜間照明設備有り)の使用者の応接に関する事務も受け持っている。
ケ 施設の運営状況 (令和元年度)の 概要	<p>【体育館】</p> (ア) 使用許可件数 1,918 件 (イ) 利用者数 20,592 人 (ウ) 使用料収入額 1,179,920 円 (エ) 自主事業 なし <p>【庭球場】</p> (ア) 使用許可件数 246 件 (イ) 利用者数 3,539 人 (ウ) 使用料収入額 0 円 (エ) 自主事業 なし <p>※別添の「令和元年度指定管理対象施設運営状況」参照</p>

(5) 米子市南部体育館

ア 名称	米子市南部体育館
イ 所在地	米子市榎原 1449 番地 4
ウ 構造	鉄骨造一部鉄筋コンクリート造平屋建て
エ 敷地面積	3,661.84 m ²
オ 建築面積	1,073.8 m ² (延べ 1,073.8 m ²)
カ 開館日	昭和 59 年 4 月 1 日
キ 主な施設内容	<p>【本館】 アリーナ 905.8 m² (バレーボール：2 面、テニス：1 面、バスケットボール：2 面、卓球台 12 台、バドミントン：6 面)、器具庫、管理人室、便所(男・女、身体障がい者用有り)、更衣室(男・女)、休憩室及び車椅子スロープ 【自転車置場】 【駐車場】 58 台 【多目的広場】 臨時駐車場として 20～25 台駐車可能 【外構フェンス】</p>
ク 施設の現状	公民館利用を主体とした一般利用に供されている。
ケ 施設の運営状況 (令和元年度)の 概要	(ア) 使用許可件数 1,740 件 (イ) 利用者数 15,830 人 (ウ) 使用料収入額 1,377,330 円 (エ) 自主事業 なし ※別添の「令和元年度指定管理対象施設運営状況」参照

(6) 米子市弓ヶ浜体育館

ア 名称	米子市弓ヶ浜体育館
イ 所在地	米子市夜見町 325 番地 10
ウ 構造	鉄骨造一部鉄筋コンクリート造平屋建て

エ 敷地面積	3,849.86 m ²
オ 建築面積	1,073.8 m ² (延べ1,073.8 m ²)
カ 開館日	昭和60年4月1日
キ 主な施設内容	【本館】アリーナ905.8 m ² (バレーボール：2面、テニス：1面、バスケットボール：2面、卓球台12台、バドミントン：6面)、器具庫、管理人室、便所(男・女、身体障がい者用有り)、更衣室(男・女)、休憩室及び車椅子スロープ【自転車置場】 【駐車場】63台【外構フェンス】
ク 施設の現状	公民館利用を主体とした一般利用に供されている。
ケ 施設の運営状況 (令和元年度)の 概要	(ア) 使用許可件数 1,577件 (イ) 利用者数 13,244人 (ウ) 使用料収入額 1,237,460円 (エ) 自主事業 なし ※別添の「令和元年度指定管理対象施設運営状況」参照

(7) 米子市美保体育館

ア 名称	米子市美保体育館
イ 所在地	米子市大篠津町3657番地7
ウ 構造	鉄骨造一部鉄筋コンクリート造2階建て
エ 敷地面積	3,122.96 m ²
オ 建築面積	1,073.8 m ² (延べ1,250.66 m ²)
カ 開館日	昭和61年4月1日
キ 主な施設内容	【本館】アリーナ905.8 m ² (バレーボール：2面、テニス：1面、バスケットボール：2面、卓球台12台、バドミントン：6面)、器具庫、管理人室、便所(男・女、身体障がい者用有り)、更衣室(男・女)、休憩室、階段、2階観覧席スペース及び車椅子スロープ【自転車置場】【駐車場】70台【外構フェンス】
ク 施設の現状	公民館利用を主体とした一般利用に供されている。
ケ 施設の運営状況 (令和元年度)の 概要	(ア) 使用許可件数 1,292件 (イ) 利用者数 12,432人 (ウ) 使用料収入額 1,101,490円 (エ) 自主事業 なし ※別添の「令和元年度指定管理対象施設運営状況」参照

(8) 米子市福米体育館

ア 名称	米子市福米体育館
イ 所在地	米子市西福原六丁目1番14号
ウ 構造	鉄骨造一部鉄筋コンクリート造2階建て

エ 敷地面積	2,896.54 m ²
オ 建築面積	1,073.8 m ² (延べ1,250.66 m ²)
カ 開館日	昭和63年4月1日
キ 主な施設内容	【本館】アリーナ 905.8 m ² (バレーボール：2面、テニス：1面、バスケットボール：2面、卓球台12台、バドミントン：6面)、器具庫、管理人室、便所(男・女、身体障がい者用有り)、更衣室(男・女)、休憩室、階段、2階観覧席スペース及び車椅子スロープ【自転車置場】【駐車場】55台+20台【外構フェンス】
ク 施設の現状	公民館利用を主体とした一般利用に供されている。
ケ 施設の運営状況 (令和元年度)の 概要	(ア) 使用許可件数 2,032件 (イ) 利用者数 18,966人 (ウ) 使用料収入額 1,406,690円 (エ) 自主事業 なし ※別添の「令和元年度指定管理対象施設運営状況」参照

(9) 米子市福生体育館

ア 名称	米子市福生体育館
イ 所在地	米子市上福原二丁目1番10号
ウ 構造	鉄骨造一部鉄筋コンクリート造2階建て
エ 敷地面積	4,656.04 m ²
オ 建築面積	1,073.8 m ² (延べ1,250.66 m ²)
カ 開館日	平成2年4月1日
キ 主な施設内容	【本館】アリーナ 905.8 m ² (バレーボール：2面、テニス：1面、バスケットボール：2面、卓球台12台、バドミントン：6面)、器具庫、管理人室、便所(男・女、身体障がい者用有り)、更衣室(男・女)、休憩室、階段、2階観覧席スペース及び車椅子スロープ【自転車置場】【駐車場】55台【外構フェンス】
ク 施設の現状	公民館利用を主体とした一般利用に供されている。
ケ 施設の運営状況 (令和元年度)の 概要	(ア) 使用許可件数 2,054件 (イ) 利用者数 24,100人 (ウ) 使用料収入額 1,625,410円 (エ) 自主事業 ムーブメントトエーニング、アニマルフロー ※別添の「令和元年度指定管理対象施設運営状況」参照

(10) 米子市湊山体育館

ア 名称	米子市湊山体育館
イ 所在地	米子市大谷町13番地
ウ 構造	鉄骨造一部鉄筋コンクリート造2階建て

エ 敷地面積	4,645.86 m ²
オ 建築面積	1,066.36 m ² (延べ1,250.66 m ²)
カ 開館日	平成3年4月1日
キ 主な施設内容	【本館】アリーナ905.8 m ² (バレーボール:2面、テニス:1面、バスケットボール:2面、卓球台12台、バドミントン:6面)、器具庫、管理人室、便所(男・女、身体障がい者用有り)、更衣室(男・女)、休憩室、階段、2階観覧席スペース及び車椅子スロープ【自転車置場】【駐車場】69台【外構フェンス】
ク 施設の現状	公民館利用を主体とした一般利用に供されている。
ケ 施設の運営状況 (令和元年度)の 概要	(ア) 使用許可件数 1,817件 (イ) 利用者数 19,577人 (ウ) 使用料収入額 1,415,450円 (エ) 自主事業 なし ※別添の「令和元年度指定管理対象施設運営状況」参照

(11) 米子市箕蚊屋体育館

ア 名称	米子市箕蚊屋体育館
イ 所在地	米子市下新印1057番地2
ウ 構造	鉄骨造一部鉄筋コンクリート造2階建て
エ 敷地面積	4,722.65 m ²
オ 建築面積	1,128.99 m ² (延べ1,250.66 m ²)
カ 開館日	平成4年4月1日
キ 主な施設内容	【本館】アリーナ905.8 m ² (バレーボール:2面、テニス:1面、バスケットボール:2面、卓球台12台、バドミントン:6面)、器具庫、管理人室、便所(男・女、身体障がい者用有り)、更衣室(男・女)、休憩室、階段、2階観覧席スペース及び車椅子スロープ【自転車置場】【駐車場】105台【屋外照明施設】【外構フェンス】
ク 施設の現状	公民館利用を主体とした一般利用に供されている。
ケ 施設の運営状況 (令和元年度)の 概要	(ア) 使用許可件数 1,795件 (イ) 利用者数 24,491人 (ウ) 使用料収入額 1,584,710円 (エ) 自主事業 なし ※別添の「令和元年度指定管理対象施設運営状況」参照

(12) 米子市営弓道場

ア 名称	米子市営弓道場
イ 所在地	米子市車尾653番地1
ウ 構造	鉄骨造一部木造平屋建て

エ 敷地面積	1,993.172 m ²
オ 建築面積	608.46 m ²
カ 開館日	昭和58年10月1日
キ 主な施設内容	【射場】近的10人立420.67 m ² 、シャッター、夜間照明設備、玄関ホール、控室、師範席、和室、湯沸室、器具庫兼管理人室、ロッカー室(男・女)及び便所(男・女)、矢取道(49.48 m ²)、的場(77.64 m ²)、看的表示板、屋外観覧席スペース、巻藁及び巻藁台及び弓立、【浄化槽】 【駐車場】158台(東山公園との共用駐車場)
ク 施設の現状	わかとり国体弓道競技会場として整備された。平成12年度に県立武道館が完成したことにより全国大会は開かれなくなったが、地元弓道愛好者の日常練習会場として活発に利用されている。 主として地元の高等学校及び中学校の部活利用が多い。個人利用は、弓道競技団体に所属する経験者が主である。
ケ 施設の運営状況(令和元年度)の概要	(ア) 使用許可件数 8,520件 (イ) 利用者数 9,943人 (ウ) 使用料収入額 681,810円 (エ) 自主事業 なし ※別添の「令和元年度指定管理対象施設運営状況」参照

(13) 米子市営武道館

ア 名称	米子市営武道館
イ 所在地	米子市糺町一丁目202番地
ウ 構造	鉄筋コンクリート造3階建て
エ 敷地面積	1,366.82 m ²
オ 建築面積	448.80 m ² (延べ1,498.8 m ²)
カ 開館日	平成12年10月1日(昭和49年10月30日完成)

キ 主な施設内容	<p>【3階】柔道場1面 342 m²(17.1m×20m)170 畳敷、上壇、倉庫、講師控室、更衣室(男・女、シャワー室付き(温水有り))、便所(男・女)、乾燥室、洗面台、ホール・談話室、階段、歩廊及び裏階段</p> <p>【2階】剣道場1面 342 m²(17.1m×20m)、上壇、倉庫、講師控室、更衣室(男・女、シャワー室付き(温水有り))、便所(男・女)、防具室、事務室、玄関、ホール、ポーチ、正面階段、歩廊及び裏階段</p> <p>【1階】中会議室(サブ柔道場:42 畳敷)、ホール・廊下・踏込み、控室、便所(男・女(シャワー室併設)及び身障者用)、湯沸室、玄関、倉庫、控室、小会議室(1)・(2)、機械室、大会議室(※鳥取県に対して行政財産の使用許可をしている。)及び門扉</p> <p>※敷地は、鳥取県から借り受けている。</p> <p>※駐車場については、武道館が鳥取県から移管された際に鳥取県西部総合事務所駐車場の一部を使用することができるよう県と合意しており、現在も使用している。</p>
ク 施設の現状	<p>平成12年10月、県立武道館設置に伴い市が県から譲り受け、市営武道館として開設した。市中心部に位置し交通至便なため、日常練習の道場として市内外の利用者が多い。また、市主催の剣道教室及び柔道教室(競技団体委託)の会場となっている。</p> <p>利用者の武術・流派は、剣道、柔道、空手道、合気道等多岐にわたっている。1階大会議室に、鳥取県警察「西部少年サポートセンター」が入居している。</p>
ケ 施設の運営状況(令和元年度)の概要	<p>(ア) 使用許可件数 993 件</p> <p>(イ) 利用者数 23,908 人</p> <p>(ウ) 使用料収入額 775,490 円</p> <p>(エ) 自主事業 なし</p> <p>※別添の「令和元年度指定管理対象施設運営状況」参照</p>

(14) 米子市淀江体育館

ア 名称	米子市淀江体育館
イ 所在地	米子市淀江町西原805番地
ウ 構造	鉄骨鉄筋コンクリート造一部2階建て
エ 敷地面積	4,100 m ²
オ 建築面積	延べ3,227 m ² (1階2,671.02 m ² 、2階555.98 m ²)
カ 開館日	昭和59年4月1日

キ 主な施設内容	1階	【アリーナ】1,360 m ² (バレーボール2面、バスケットボール2面、テニス2面、バドミントン8面)、ステージ78.08 m ² 、トレーニング室(スペースのみ)198 m ² 、幼児室22.84 m ² 、会議室107.63 m ² 冷暖房設備あり、シャワー室・ロッカー室72.78 m ² (男女各36.39 m ²)、玄関ホール・ロビー(談話コーナー)188.66 m ² 、相談室・事務室73.68 m ² 、器具庫112.10 m ² 、便所57.94 m ² 、物入れ103.73 m ² 、機械室53.15 m ² 、照明設備(一式)及び音響設備(一式)【浄化槽】 【駐車場】40台
	2階	【ギャラリー】271.19 m ² 【ホール】203.40 m ² 【観覧席】
ク 施設の現状	米子市淀江体育館は、淀江地区住民を始めとする市民のためのスポーツ活動の拠点として、多くの市民及び競技団体に活用されている。	
ケ 施設の運営状況 (令和元年度)の概要	(ア) 使用許可件数 1,716件 (イ) 利用者数 29,496人 (ウ) 使用料収入額 1,700,810円 (エ) 自主事業 なし ※別添の「令和元年度指定管理対象施設運営状況」参照	

(15) 米子市営淀江球場

ア 名称	米子市営淀江球場
イ 所在地	米子市淀江町西原822番地1
ウ 構造	内野スタンド(鉄筋コンクリート造2階建て) スコアボード(鉄骨造3階建て)
エ 敷地面積	15,220 m ²
オ 建築面積	メインスタンド・管理棟・ダッグアウト 463.24 m ²
カ 開館日	昭和60年4月1日
キ 主な施設内容	【グラウンド】土 面積12,300 m ² 、両翼92m、中堅120m、観覧席収容人員:メインスタンド 鉄筋コンクリート(400人、内野600人、計1,000人)、管理棟、便所(男・女)、夜間照明施設 マルチハロゲン72灯、ナトリウム36灯、照明塔6基、バックネット、スコアボード及びバックスクリーン、【駐車場】60台【臨時駐車場】60台
ク 施設の現状	米子市淀江球場は、市民のための野球、ソフトボール等の活動拠点として、多くの市民及び地元競技団体に活用されている。

ケ 施設の運営状況 (令和元年度)の 概要	(ア) 使用許可件数 128 件 (イ) 利用者数 7,756 人 (ウ) 使用料収入額 1,439,350 円 (エ) 自主事業 なし ※別添の「令和元年度指定管理対象施設運営状況」参照
-----------------------------	--

(16) 米子市営淀江庭球場

ア 名称	米子市営淀江庭球場
イ 所在地	米子市淀江町西原 897 番地
ウ 構造	
エ 敷地面積	3,780 m ²
オ 開場日	昭和 57 年 12 月 15 日 (設置条例施行日)
カ 主な施設内容	【コート】クレー 4 面、壁打ち 1 面、観覧席 350 人及びフェンス 【駐車場】40 台
キ 施設の現状	米子市営淀江庭球場は、市民のためのテニス及びソフトテニスの活動拠点として、地元の中学生を始めとする市民に活用されている。
ク 施設の運営状況 (令和元年度)の概要	(ア) 使用許可件数 396 件 (イ) 利用者数 3,539 人 (ウ) 使用料収入額 0 円 (エ) 自主事業 なし ※別添の「令和元年度指定管理対象施設運営状況」参照

(17) 米子市営淀江スポーツ広場

ア 名称	米子市営淀江スポーツ広場
イ 所在地	米子市淀江町西原 789 番地
ウ 構造	管理棟 (鉄筋コンクリート造平屋建て)
エ 敷地面積	グラウンド部分 15,400 m ² 、管理棟部分 700 m ²
オ 開場日	昭和 58 年 7 月 11 日
カ 主な施設内容	【多目的グラウンド】面積約 14,000 m ² 、夜間照明施設 (マルチハロゲン 80 灯)、バックネット固定 2 基・可動式 1 基、サッカーゴール 2 組【管理棟】男女トイレ及び倉庫【浄化槽】【外構フェンス】【時計棟】【駐車場】100 台
キ 施設の現状	米子市営淀江スポーツ広場は、市民のためのソフトボール、サッカー等の活動拠点として、多くの市民や地元競技団体に活用されている。

ク 施設の運営状況 (令和元年度)の 概要	(ア) 使用許可件数 517 件 (イ) 利用者数 14,007 人 (ウ) 使用料収入額 478,170 円 (エ) 自主事業 ノルディックウォーク ※別添の「令和元年度指定管理対象施設運営状況」参照
-----------------------------	---

※なお、上記(14)から(17)までの施設の共用の施設として、照明塔、連絡道路(幅員3m×延長420m)1, 250㎡、庭園1, 200㎡、広場計4か所、延べ4, 480㎡、修景施設(法面、植栽等)、球場外構構造物等合計27, 240㎡、公園ゲート(淀江運動公園と標記)がある。なお、公園内の道路は市道であるが、主に(14)から(17)までの施設の利用者が通行するため、指定管理者がその清掃業務を行うものとする。また、体育施設等配置図に記載の淀江沈砂池138.8㎡(淀江児童館付近)及び淀江運動公園から淀江沈砂池に繋がる小路の、沈砂排出等の管理を行うものとする。

※(14)から(17)までの各施設に附属している駐車場(計5か所、延べ4, 350㎡)は、これらの施設の共用施設として使用している。

(18) 米子市営東山陸上競技場

ア 名称	米子市営東山陸上競技場
イ 所在地	米子市東山町97番地1
ウ 構造	鉄骨鉄筋コンクリート造2階建て(管理棟・観覧席・写真判定室)
エ 敷地面積	30,000㎡
オ 建築面積	1,567㎡
カ 開場日	昭和60年4月1日
キ 主な施設内容	メインスタンド(固定席1,000人)、サブスタンド(固定席700人)、全天候トラック400m(8コース)、幅跳・三段跳助走路、棒高跳助走路、走高跳助走路、写真判定装置、事務室、会議室、音響設備(一式)、便所(男・女、身体障がい者用有り)、更衣室(男・女)(温水シャワー)、夜間照明設備(一式)【駐車場】30台収容(うち2台身体障がい者用)【掲揚ポール等】
ク 施設の現状	米子市営東山陸上競技場は、第2種公認競技場であり、陸上競技活動の拠点として多くの市民及び市陸上競技協会に利用されている。主に、便所し尿浄化槽の保守管理、夜間警備及び電子計測機器の保守点検等業務を年間委託により行っている。 また、第2種公認機器の貸出し、点検及び補修作業、公認設備の軽易な補修整備並びに芝生管理(8,000㎡)を指定管理者で行っている。 ※競技場内の電気保安業務は、管理業務の対象外

ケ 施設の運営状況 (令和元年度)の 概要	(ア) 使用許可件数 7,812 件 (イ) 利用者数 47,609 人 (ウ) 使用料収入額 294,700 円 (エ) 自主事業 動き道場 ※別添の「令和元年度指定管理対象施設運営状況」参照
-----------------------------	---

(19) 米子市営東山補助グラウンド

ア 名称	米子市営東山補助グラウンド
イ 所在地	米子市東山町 102 番地
ウ 構造	鉄筋コンクリート造 (便所)
エ 敷地面積	8,000 m ²
オ 建築面積	36 m ² (便所)
カ 開場時期	昭和 54 年 4 月
キ 主な施設内容	バックネット (1 基)、サッカーゴール (1 対)、水飲・手洗場、 便所及び照明塔
ク 施設の現状	多くの市民、地元自治会等によりソフトボール、ゲートボール、 サッカー、陸上等に利用されている。 また、主に、便所し尿浄化槽の保守点検及び便所清掃業務を年 間委託している。
ケ 施設の運営状況 (令和元年度)の 概要	(ア) 使用許可件数 94 件 (イ) 利用者数 9,812 人 (ウ) 自主事業 なし ※別添の「令和元年度指定管理対象施設運営状況」参照

(20) 米子市営東山球技場

ア 名称	米子市営東山球技場
イ 所在地	米子市車尾 661 番地 1
ウ 構造	鉄筋コンクリート 2 階建て (メインスタンド管理棟)
エ 敷地面積	13,074 m ² (競技場部分 11,985 m ²)
オ 建築面積	273 m ²
カ 開場時期	昭和 59 年 5 月
キ 主な施設内容	芝生サッカー・ラグビー場 (1 面)、観覧席 (1,000 人うち固定席 500 人 (芝生部分有り))、国旗掲揚ポール、ラグビーポール、サッ カーゴール、更衣室、シャワー室 (温水) 等

ク 施設の現状	<p>米子市営東山球技場は、主にサッカー及びラグビーの大会の決勝戦等で使用される以外は、使用を制限しながら運営している。</p> <p>主な維持管理は、芝生グラウンド及び芝生スタンドの管理である。また、ラグビーポールの設置及び撤去を指定管理者が行っている。また令和元年度から冬芝のオーバーシードを行い、冬季の利用を開始した。</p>
ケ 施設の運営状況 (令和元年度)の概要	<p>(ア) 使用許可件数 74 件</p> <p>(イ) 利用者数 6,786 人</p> <p>(ウ) 使用料収入額 447,970 円</p> <p>(エ) 自主事業 なし</p> <p>※別添の「令和元年度指定管理対象施設運営状況」参照</p>

(21) 米子市民球場

ア 名称	米子市民球場
イ 所在地	米子市車尾 663 番地 1
ウ 構造	内野スタンド (鉄骨鉄筋コンクリート造 4 階建て) スコアボード (鉄骨造 3 階建て)
エ 敷地面積	35,000 m ²
オ 建築面積	6,473 m ² (内野スタンド)、114 m ² (スコアボード)
カ 開場時期	平成 2 年 5 月
キ 主な施設内容	<p>収容人員 16,000 人 (内野スタンド 10,666 人)、バックネット、スコアボード、バックスクリーン、照明塔、両翼 92m、中堅 120m、本部席、記者席、放送室、記録室、審判員室、室内ブルペン、事務室、会議室 (2 室)、音響設備 (一式)、更衣室、シャワー室 (温水)、車椅子用スロープ、車椅子用観覧席 (24 人)、車椅子対応便所、便所 (6 か所) 【駐車場】 28 台収容 (うち 8 台身体障がい者用) 等</p>
ク 施設の現状	<p>米子市民球場は、市民の野球の練習に使用されるほか、米子地区のみならず中国地区における大会が開催されるなど、野球活動の拠点として、多くの市民及び地元競技団体に利用されている。</p> <p>主な維持管理は、便所し尿浄化槽の保守管理、夜間警備、音響設備の保守点検、消防設備の管理、スコアボード・照明制御システムの保守点検管理、冷暖房設備機器の保守点検管理及び防火対象物の定期点検等業務を年間委託しており、グラウンド及び芝生管理 (8,000 m²) を指定管理者で行っている。</p> <p>※市民球場内の電気保安業務は、指定管理者の管理対象外</p>

ケ 施設の運営状況 (令和元年度)の 概要	(ア) 使用許可件数 1,024 件 (イ) 利用者数 26,040 人 (ウ) 使用料収入額 3,892,073 円 (エ) 自主事業 なし ※別添の「令和元年度指定管理対象施設運営状況」参照
-----------------------------	---

(22) 米子市営東山庭球場

ア 名称	米子市営東山庭球場
イ 所在地	米子市車尾 776 番地 1
ウ 構造	更衣室及びシャワー室・倉庫(鉄筋コンクリート造平屋建て)本部 席(鉄骨造トタン平屋建て)多機能型便所(鉄筋コンクリート造平 屋建て)
エ 敷地面積	10,000 m ²
オ 建築面積	24 m ² (本部席)、58.32 m ² (更衣室・倉庫)、38.22 m ² (便所)
カ 開場時期	昭和 52 年 1 1 月
キ 主な施設内容	テニスコート(10 面、軟・硬兼用)、更衣室及びシャワー室、倉庫、 多機能型便所、水飲・手洗場、国旗掲揚ポール、夜間照明設備(8 基 1,000w・44 灯)、壁打練習板(2 面、コンクリート積み)、観覧 席(2,000 人)等
ク 施設の現状	米子市営東山庭球場は、各種大会や競技練習の場として、多く の市民及び地元軟式・硬式競技団体に活用されている。 主に、便所し尿浄化槽の保守点検を年間委託により、砂入り人 工芝の整備並びに夜間照明灯の点灯及び消灯を指定管理者で行っ ている。
ケ 施設の運営状況 (令和元年度)の 概要	(ア) 使用許可件数 3,890 件 (イ) 利用者数 43,036 人 (ウ) 使用料収入額 7,544,120 円 (エ) 自主事業 なし ※別添の「令和元年度指定管理対象施設運営状況」参照

(23) 米子市営東山スポーツ広場

ア 名称	米子市営東山スポーツ広場
イ 所在地	米子市車尾 639 番地 1
ウ 構造	便所(鉄筋コンクリート造平屋建て)
エ 敷地面積	15,940.5 m ²
オ 建築面積	44 m ² (便所)
カ 開場時期	昭和 59 年 3 月
キ 主な施設内容	ソフトボール場(2 面)、多目的広場、夜間照明設備(一式)、バ ックネット及び車椅子対応便所等

ク 施設の現状	米子市営東山スポーツ広場は、ソフトボール、グラウンドゴルフ、サッカー等多目的に活用されている。また、ソフトボールの公式試合に対応している。主な維持管理は、浄化槽の保守点検を年間委託しており、グラウンドの管理を指定管理者で行っている。 ※ 広場内照明施設の電気保安業務は、管理業務の対象外
ケ 施設の運営状況 (令和元年度)の 概要	(ア) 使用許可件数 701 件 (イ) 利用者数 20,768 人 (ウ) 使用料収入額 689,460 円 (エ) 自主事業 なし ※別添の「令和元年度指定管理対象施設運営状況」参照

(24) 米子市営日野川運動公園（日野川桜づつみ公園を含む。）

ア 名称	米子市営日野川運動公園（日野川桜づつみ公園を含む。）
イ 所在地	米子市車尾七丁目、上福原及び皆生二丁目地内
ウ 構造	便所（鉄筋コンクリート造平屋建て）、便所：福生中学校横（鉄筋コンクリート造平屋建て）
エ 敷地面積	81,792 m ²
オ 建築面積	26.01 m ² （便所）、18.50（便所：福生中学校横）
カ 開場時期	昭和49年5月
キ 主な施設内容	野球グラウンド7面（うち少年野球場2面）（50,800 m ² ）、サッカー・ラグビー場2面（22,200 m ² ）、バックネット7面、ラグビーポール1対、サッカーゴール2対、多目的広場、駐車場（おおむね300台）等
ク 施設の現状	米子市営日野川運動公園は、米子市のスポーツ活動の拠点として、多くの市民及び地元関係競技団体に活用されている。主にグラウンドの芝生管理を指定管理者で行っている。なお、敷地については、国土交通省中国地方整備局長から占用の許可を受けている。
ケ 施設の運営状況 (令和元年度)の 概要	(ア) 使用許可件数 481 件 (イ) 利用者数 18,224 人 (ウ) 自主事業 なし ※別添の「令和元年度指定管理対象施設運営状況」参照

(25) 米子市河崎公園スポーツ広場

ア 名称	米子市営河崎公園スポーツ広場
イ 所在地	米子市河崎 3333 番地 1
ウ 構造	
エ 敷地面積	面積 9,477 m ² （河崎公園としての総面積）
オ 開場日	平成18年4月1日
カ 主な施設内容	夜間照明施設（照明塔）及びバックネット固定1基

キ 施設の現状	米子市営河崎公園スポーツ広場は、市民のためのソフトボール、野球等の活動拠点として、多くの市民や地元競技団体に活用されている。
ク 施設の運営状況 (令和元年度)の概要	(ア) 使用許可件数 353 件 (イ) 利用者数 5,578 人 (ウ) 使用料収入額 291,170 円 (エ) 自主事業 なし 別添の「令和元年度指定管理対象施設運営状況」参照

(26) 東山公園

ア 名称	東山公園（東山運動公園）
イ 所在地	米子市東山町及び車尾地内
ウ 構造	(ア) 米子市民体育館、米子市東山体育館、米子市営弓道場、米子市営東山陸上競技場、米子市民球場、米子市営東山補助グラウンド、米子市営東山スポーツ広場、米子市営東山球技場、米子市営東山庭球場については、前述のとおり。 ※鳥取県営東山水泳場及びその敷地並びに旧東山公園合宿所については、指定管理対象施設に含めない。 (イ) 便所（鉄筋コンクリート造平屋建て） (ウ) 東山公園駅休憩舎（鉄筋コンクリート造平屋建て）
エ 敷地面積	232,656 m ²
オ 開場日	昭和44年4月1日
カ 主な施設内容	米子市民体育館、米子市東山体育館、米子市営弓道場、米子市営東山陸上競技場、米子市民球場、米子市営東山補助グラウンド、米子市営東山スポーツ広場、米子市営東山球技場、米子市営東山庭球場並びに鳥取県営東山水泳場及びその敷地並びに旧東山公園合宿所、駅休憩舎、車椅子対応便所（5棟）、バス回転広場、彫刻、駐車場（827台（うち身体障がい者用15台））
キ 施設の現状	運動公園として供用を開始し、整備を進める本公園は、主にスポーツ利用者を中心に利用されている。 ※公園内の電気保安業務は、管理業務の対象外 ※鳥取県営東山水泳場及びその敷地、旧東山公園合宿所並びに公園内設置の彫刻については、別に管理するため管理業務の対象外

(27) 河崎公園

ア 名称	河崎公園
イ 所在地	米子市河崎 3271 番地 10

ウ 構造	便所（くみ取式 プレハブ平屋建て）
エ 敷地面積 （建築面積）	9,477 m ² （米子市河崎公園スポーツ広場を含む。） （便所：2 m ² ）
オ 開場時期	昭和55年3月
カ 主な施設内容	園内灯、便所、滑り台、ブランコ4連、砂場等
キ 施設の現状	街区公園として供用を開始した本公園は、お年寄から子供までが利用している。 ※本公園は、地元河崎校区自治連合会と都市公園施設維持業務委託を締結して管理の一部を委託することとしている。（別添(18)の都市公園施設維持業務委託契約書（例）参照）

2 制度適用方法

(1) 指定の期間

令和3年4月1日～令和8年3月31日（5年間）

(2) 業務の範囲及び管理の基準（主なもの）

業務の範囲

指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。

ア 指定管理対象施設（附帯施設を含む。）の施設、設備及び器具（以下「施設等」という。）の維持管理に関すること。

（ア） 施設等の保守点検、補修及び清掃

（イ） 施設等の警備

（ウ） 浄化槽の維持管理

（エ） 防災設備の点検

（オ） 設備及び器具の操作（使用者又は利用者が操作を行うことが適当でない場合に限る。）

（カ） 施設等に係る経費（電気料金、ガス料金、水道料金、電話料金、燃料費、下水道使用料、廃棄物処分費等）の支払

（キ） 施設等に係る安全衛生管理

（ク） 指定管理対象施設内の樹木等の適切な管理育成

（ケ） 指定管理対象施設内に不法投棄又は放置された廃棄物（自転車等）の処分

イ 体育施設の施設等の利用に関すること。

（ア） 使用の許可（以下「使用許可」という。）に係る申請書の受付及び許可書の交付

（イ） 各種届出書の受付

（ウ） 使用料の徴収、減額、免除及び還付

（エ） 利用者の応接

ウ 都市公園の施設等の利用に関すること。

利用者の応接

エ 指定管理対象施設の利用の促進に関すること。

（ア） 広報活動の実施

（イ） イベント等の誘致

オ 体育施設の設置目的に適合する自主事業の企画及び実施に関すること。

（ア） 各種スポーツ教室の企画及び実施

- (イ) その他自主事業の企画及び実施
- カ 指定管理対象施設の非常時における初動対応に関すること。
 - (ア) 待機及び連絡対応
 - (イ) 被害に関する調査及び報告
 - (ウ) 応急措置
- キ その他指定管理対象施設の管理業務のうち、次に掲げるもの
 - (ア) 管理業務の処理に必要な体制の整備
 - (イ) 情報の公開及び個人情報（米子市個人情報保護条例第 2 条第 3 号に規定する個人情報をいう。以下同じ。）の保護に関する措置
 - (ウ) 防犯対策、防災対策等の利用者の安全の確保に関する措置
 - (エ) 事業報告書の作成及び提出
 - (オ) 経営状況を説明する書類の作成及び提出
 - (カ) 指定管理対象施設の施設等のモニタリングに関する市の指示に基づく確認並びに資料等の作成及び提出
 - (キ) 市が指示する書類、資料等の作成及び提出
 - (ク) 必要に応じて指定管理対象施設の使用調整会議その他連絡調整会議の開催
 - (ケ) その他指定管理対象施設の管理業務に係る庶務、経理等の事務

管理の基準

指定管理者は、次により、指定管理対象施設の管理業務を適切に行うものとする。

ア 基本方針

- (ア) 指定管理者は、自らの創意工夫をいかし、利用者に対するサービスを向上させるとともに、管理経費の縮減を図り、もって市民福祉をより一層増進させなければならない。
- (イ) 指定管理者は、市民が広く利用する公の施設としての指定管理対象施設の性格を十分認識し、利用者にとっての快適な指定管理対象施設の環境づくり及びその利用の促進を目指すとともに、指定管理対象施設の施設等について、日常又は定期的に必要な保守業務及び点検業務を行うことにより最良の状態を維持し、利用者の安全の確保に努めなければならない。
- (ウ) 指定管理者は、指定管理対象施設の利用の促進を図るため、積極的に広報活動を実施するとともに、体育施設の設置目的に適合した魅力のある自主事業の企画及び実施に努めなければならない。

イ 基本的事項

- (ア) 体育施設の使用時間及び休場日は、体育施設条例第 3 条に規定するところによらなければならない。ただし、指定管理者は、経済部文化観光局長の承認を受けて、これらを変更することができる。
- (イ) 指定管理者は、体育施設条例に基づき、公平かつ公正に使用許可を行わなければならない。なお、体育施設条例第 5 条各号のいずれかに該当する場合は、使用許可を行ってはならない。
- (ウ) 指定管理者は、体育施設条例第 8 条第 2 項各号のいずれかに該当する場合は、使用者又は利用者に対し、使用許可等を取り消し、体育施設の施設等の使用若しくは利用を制限し、若しくは停止し、体育施設への入場を拒否し、又は体育施設からの退場を命ずることができる。
- (エ) 体育施設の使用料は、指定管理者が、体育施設条例第 9 条に規定する使用料

の金額の範囲内において、あらかじめ経済部文化観光局長の承認を受けて定め、体育施設の施設等の使用者から徴収しなければならない。なお、徴収した使用料は、指定管理者の収入として収受させるものとする。

- (オ) 指定管理者は、体育施設の使用料を減額し、又は免除することができる。なお、減額及び免除の基準は、経済部文化観光局長が定める。
- (カ) 指定管理者は、経済部文化観光局長が認める場合に限り、体育施設の使用料の全部又は一部を還付することができる。なお、還付の基準は、体育施設条例第12条に規定するもののほか、経済部文化観光局長が定める。
- (キ) 指定管理者は、米子市情報公開条例（平成17年米子市条例第22号）の趣旨にのっとり、管理業務に関して保有する情報の公開を行うために必要な措置を講じなければならない。
- (ク) 指定管理者は、管理業務の範囲内で、個人情報の保護に関し経済部文化観光局長と同様の責務を有するものとし、経済部文化観光局長の指示に従い、個人情報の保護のために必要な措置を講じなければならない。
- (ケ) 指定管理者は、自主事業を実施する場合は、あらかじめ、その内容を経済部文化観光局長と協議しなければならない。

ウ 管理業務の処理体制に関する事項

- (ア) 指定管理者は、管理業務に従事する職員（以下単に「職員」という。）を適正に配置するほか、管理業務の処理に必要な体制を整備しなければならない。なお、米子市民体育館には、職員のうちから、指定管理対象施設の統括責任者1人並びに公益財団法人日本体育施設協会の認定する資格である体育施設管理士及び体育施設運営士の資格を有する職員を置くものとする。
- (イ) 指定管理者は、職員の名簿を経済部文化観光局長に提出しなければならない。職員に異動を生じた場合も、同様とする。
- (ウ) 指定管理者は、職員に対し、管理業務の処理に必要な研修を実施しなければならない。この場合において、防犯対策、防災対策等の利用者の安全の確保については、十分に職員を指導し、及び訓練するものとする。
- (エ) 指定管理者は、管理業務の処理に関して事故（人身事故、施設等の破損事故等をいう。）が生じたときは、直ちにその旨を経済部文化観光局長に報告し、その処理方法について経済部文化観光局長と協議しなければならない。
- (オ) 指定管理者は、管理業務の処理に関して生じた職員の災害について、全ての責任を負うこととし、理由のいかんを問わず、市は、何らの責任を負わないものとする。
- (カ) 指定管理者及び職員は、管理業務の処理において知り得た市の行政上の事項その他管理業務の処理に関する一切の事項を第三者に漏らしてはならない。指定の終了後も、同様とする。

エ その他の事項

- (ア) 市は、指定管理対象施設の施設等及び指定管理対象施設に備え付けられた備品（市の所有に係るものに限る。）を、指定管理者に無償で使用させる。なお、指定管理者は、指定管理対象施設にその所有に係る備品を備え付けようとする場合は、あらかじめ、経済部文化観光局長に報告しなければならない。
- (イ) 指定管理者は、管理業務の処理に関して別に会計を設け、経理を明確にしておかななければならない。
- (ウ) 指定管理者は、手続条例第11条及び手続規則第6条の規定に基づき、毎年度、事業報告書を作成し、経済部文化観光局長に提出しなければならない。
- (エ) 指定管理者は、手続規則第7条の規定に基づき、毎年度、経営状況を説明する書類を作成し、経済部文化観光局長に提出しなければならない。

(オ) 指定管理者は、管理業務の処理を第三者に請け負わせ、又は委託してはならない。ただし、あらかじめ経済部文化観光局長の承認を受けた一部の業務（清掃、警備等）については、この限りでない。

(カ) 指定管理者は、指定管理対象施設の施設等のモニタリングに関して、経済部文化観光局長の指示に基づき、確認の作業を行い、及び資料等を作成し、これを経済部文化観光局長に提出しなければならない。

市が直接行う業務

次に掲げる業務については、市が直接行うものとする。

- (1) 指定管理対象施設の目的外使用の許可その他の市長又は教育委員会に専属的に付与された行政処分に関すること。
- (2) 市が主催する事業の企画及び実施に関すること。

4 管理業務の処理に必要な経費

指定管理者は、管理業務の処理に必要な経費を、指定管理料並びに体育施設の使用料及び自主事業の収入によって賄うものとする。なお、指定管理料の額及び支払方法は、指定管理者が提出する事業計画書及び収支予算書に基づき、市と指定管理者とが協議し、双方で締結する協定において定める。

5 その他の条件

- (1) 指定管理者は、指定管理対象施設の管理業務を開始する日までに、市及び現に当該管理業務を行っている平井工業株式会社から事務引継ぎを受けなければならない。
- (2) 指定管理者は、指定管理対象施設の管理業務の処理に当たり、指定管理対象施設の利用者で構成する団体その他関係団体との連携協力に努めなければならない。
- (3) 市は、災害の発生その他特別の事情がある場合は、指定管理対象施設の施設等を優先的に使用することがある。この場合において、指定管理者は、これに協力しなければならない。
- (4) 体育施設における自主事業は、一般の利用に支障を来たすことのないよう、各施設につき、午後7時までの時間帯において、週1回程度の実施を基本とする。
- (5) 米子市民体育館、米子市営東山陸上競技場、米子市営東山補助グラウンド及び米子市営淀江球場は、指定の期間内に建替え又は大規模改修工事などにより供用を一時的に休止する可能性があるため、当該供用を休止する期間が属する年度の収支予算については、当該建替え又は大規模改修工事などを実施する時期が決定した後、市と指定管理者とで協議して定めるものとする。
- (6) 米子市営弓道場及び米子市営武道館には、職員を配置しないものとする。
- (7) 市では体育施設の利用予約に際し、指定管理業務の期間中にインターネット予約システムの導入を計画しているため、導入された際には、指定管理者は、インターネット予約システムに必要な体制を整備しなければならない。
- (8) この募集要項で公募する「米子市体育施設及び米子市都市公園」の指定管理者となったものは、原則として、別に公募する米子市営湊山庭球場、米子市営日野川堰運動広場及び米子市営大和公園運動広場の3施設のいずれの指定管理者にもなることができないこととする。
- (9) 淀江運動公園には淀江沈砂池が指定管理対象施設に含まれるため、指定管理者は、淀江沈砂池及び淀江運動公園から淀江沈砂池に繋がる小路の沈砂排出作業等、保守点検、補修及び清掃を行うものとする。
- (10) 米子市営東山球技場は、冬芝のオーバーシードを行わなかった場合は、冬季の利用を停止することとする。
- (11) 米子市営東山スポーツ広場の使用時間は、日の出から日没まで（4月1日から1月30日までの期間は日の出から午後9時30分まで）としているが、競技団体

の希望がある場合は、現行の指定管理者への承認の例により12月1日から翌年3月31日までの期間についても、日の出から午後9時30分までとすることができることとする。

(12) 米子市営東山陸上競技場の冬期（12月1日から2月末日まで）の開場時間は、午前9時から午後5時までとしているが、現行の指定管理者への承認の例により、これを午前9時から午後6時までとし、必要に応じて照明を点灯することができることとする。

(13) 米子市加茂体育館庭球場の使用時間は、午前9時から午後5時までとしているが、現行の指定管理者への承認の例により、これを4月1日から10月31日までの間は午前9時から午後6時までとすることができることとする。

(14) 指定管理者は本市の「障がい者就労施設等からの物品等の調達方針」に基づき、印刷、清掃、除草等の作業を、可能な限り、障がい者就労施設等から優先して調達するものとする。